

本資料は、報道機関向け発表資料を転載したものです。商品ご購入のご検討にあたっては、必ず「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり/約款」等をご覧ください。



News Release

報道関係者各位
2018年5月21日

TSX/NYSE/PSE: MFC

SEHK: 945

マニユライフ生命、『ライフタイム・カレンシー』を新たに富山銀行で発売

一生涯にわたって受け取れる、人生100年時代に備える外貨建て年金保険

マニユライフ生命保険株式会社(取締役代表執行役社長兼 CEO: 吉住公一郎、本社: 東京都新宿区、以下「マニユライフ生命」)は、外貨建定額個人年金保険 ペットネーム『ライフタイム・カレンシー』を、5月22日より株式会社富山銀行(代表取締役頭取: 齊藤栄吉)を通じて発売いたします。

『ライフタイム・カレンシー』は、最短で契約日の2ヵ月経過後から一生涯にわたって年金を受け取れる、人生100年時代に備える定額個人年金保険です。また、「万一の場合は、ご家族にのこしたい」というニーズにお応えし、年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合は、年金の合計額が保証金額に達するまで、年金受取人が年金をお受け取りいただけます。

生き方や働き方が多様化するなか、マニユライフ生命は、皆さまが理想の未来を切りひらいていくことを応援していきたいと考えています。そして、自分らしい、これからの生き方を「Life 2.0」と名付けました。マニユライフ生命はリタイアメント・ソリューション・プロバイダーとして皆さまの健康で豊かな「Life 2.0」をサポートするため、今後も先進的な商品の開発に取り組んでまいります。

『ライフタイム・カレンシー』の特長

(詳細は別紙および右記 URL を参照: <https://www.manulife.co.jp/lifetimecurrency-fi>)

1. 最短で契約日の2ヵ月経過後から契約通貨建ての年金を一生涯にわたってお支払いしますので、すぐに年金をご活用いただくことができます。
2. 年金の合計額は、年金原資^{*1}(契約通貨建て)の130%または110%のいずれかを最低保証^{*2}。お客様の「ふやしながら受け取りたい」というニーズにお応えします。
3. 年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合でも、年金の合計額が保証金額に達するまで、年金受取人が年金を受け取れます^{*3}。
4. ご契約時に契約通貨(米ドル・豪ドルのいずれか)と据置期間(0年~5年(1年単位))を選択いただき、契約日に設定されている積立利率で運用します。
5. 保険料は5種類の通貨(円・米ドル・豪ドル・ニュージーランドドル・ユーロ)のうちいずれかを選択し、お払い込みいただけます。契約通貨と異なる通貨の選択も可能です。

*1 年金支払開始日前日の積立金額です。ただし、据置期間が0年の場合は、一時払保険料相当額となります。

*2 年金の合計額として、年金原資(契約通貨建て)の130%または110%のいずれかが最低保証されるのは、保証金額(被保険者の生死にかかわらずお支払いする年金の合計額)に達するまで年金をお支払いした場合です。

*3 この保険は、年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合の一時金(死亡一時金)のお取り扱いがありません。

マニユライフ生命について

マニユライフ生命は、130年の歴史を持ち、カナダを本拠とする大手金融サービスグループ、マニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーション(マニユライフ)のグループ企業です。プランライト・アドバイザー(自社営業職員)、金融機関、代理店の3つの販売チャネルを通じて、法人ならびに個人のお客さまへ、先進的な商品と質の高いサービスを提供しています。ブランド・スローガン「今日を生きる。明日をひらく。」のもと、お客さまが自ら健康で豊かな未来を切りひらいていくためのサポートをしています。詳細はホームページ(www.manulife.co.jp)をご覧ください。公式フェイスブックページ(<https://www.facebook.com/ManulifeJapan>)、Twitter ページ(<https://twitter.com/ManulifeJapan>)でも情報発信しています。



「Life 2.0」とは

人生 100 年時代と言われ、生き方や働き方が多様化する現在において、マニユライフ生命は、皆さまが自ら積極的に行動して未来を切りひらいていくことを応援していきたいと考えています。そして、自分らしい、これからの生き方を「Life 2.0」(ライフ 2.0)と名付けました。「Life 2.0」のかたちは、人それぞれです。マニユライフ生命は、保険会社ならではの多面的な発想と先を見通すプランニングで、皆さまの健康で豊かな「Life 2.0」の実現をお手伝いします。

<『ライフタイム・カレンシー』別紙>

【「保険料円入金特約 A 型」を付加した場合のご契約例 イメージ図】

- 契約通貨／豪ドル ●契約年齢(性別)／70 歳(男性) ●円で払い込まれた金額／800 万円
- 「保険料円入金特約 A 型」の為替レート／1 豪ドル＝80 円 ●一時払保険料／100,000 豪ドル
- 積立利率／年 1.55%

下図は仮定の積立利率等を使用して作成したものです。実際には契約日に設定されている積立利率等が適用されるため、記載の数値はご契約により異なります。

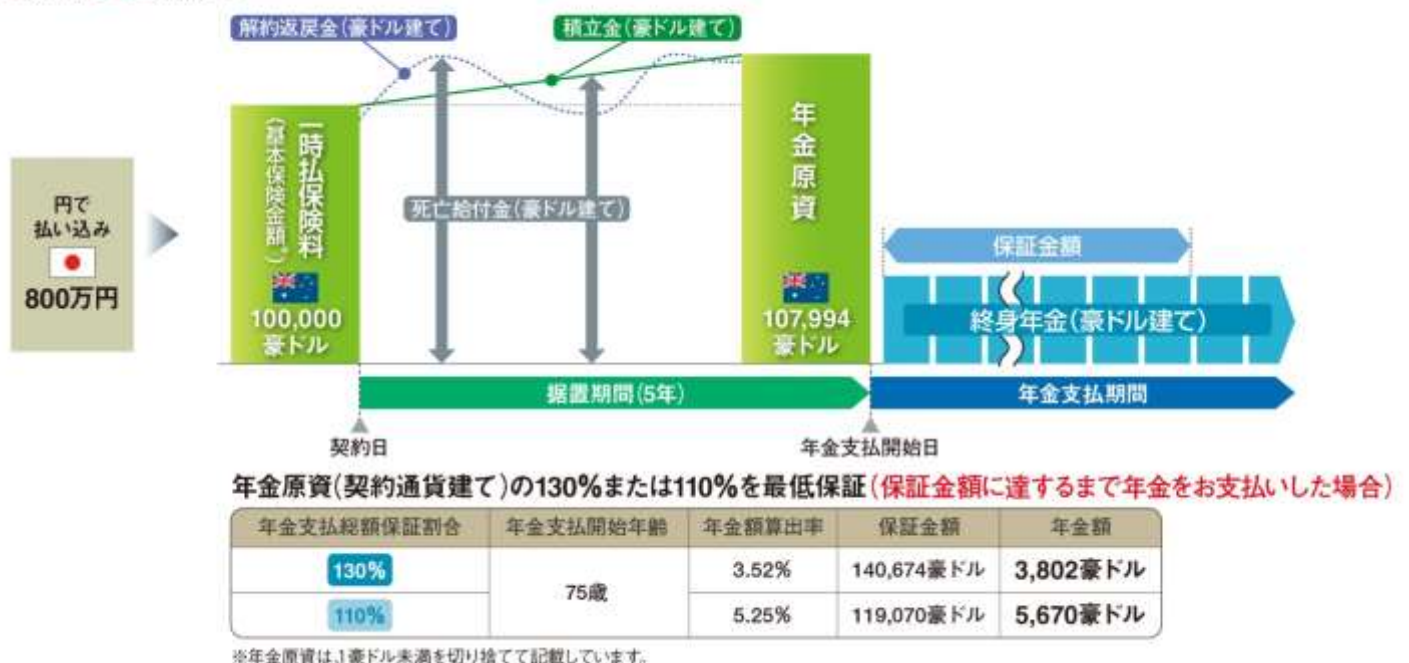
※一部解約がなかった場合です。また、取引にかかる費用や税金は考慮していません。

※基本保険金額とは、死亡給付金をお支払いするときに基準となる金額で、一部解約がない場合、一時払保険料と同額になります。

〈据置期間0年の場合〉



〈据置期間5年の場合〉



【『ライフタイム・カレンシー』主な取り扱い】

■最低保険料と最高保険料

契約通貨	米ドル	豪ドル
最低保険料	20,000米ドル	20,000豪ドル
最高保険料	5億円相当額*	

*同一被保険者で、マニライフ生命の定める定額個人年金保険のご契約が複数ある場合、各ご契約の契約日におけるマニライフ生命の定める為替レートをを用いて円換算した金額を合算し、5億円を超えることはできません。

※同一の契約通貨における年金額を通算し、同一被保険者について、年金額が300,000米ドルまたは300,000豪ドルを超えるお取り扱いはできません。

■保険料の払込通貨の取扱単位

保険料の払込通貨	円	米ドル	ユーロ	豪ドル	ニュージーランドドル
取扱単位	10,000円	100米ドル	100ユーロ	100豪ドル	100ニュージーランドドル

※保険料の払込通貨が契約通貨と異なる場合、契約通貨の一時払保険料の取扱単位は米ドルのときが1米ドル、豪ドルのときが1豪ドルとなります。

■保険料の払込方法

一時払のみ

※マニライフ生命が指定する金融機関の口座への送金に限定しています。

■年金の種類

年金支払総額保証付終身年金

■保険期間

据置期間	年金支払期間
0年～5年(1年単位)	終身

※ご契約時に選択された据置期間の変更はできません。

■被保険者の契約年齢(満年齢)と年金支払開始年齢

据置期間	0年	1年	2年	3年	4年	5年
契約年齢	55歳～85歳					
年金支払開始年齢	55歳～85歳	56歳～86歳	57歳～87歳	58歳～88歳	59歳～89歳	60歳～90歳

※年金支払開始年齢は、被保険者の契約年齢に据置期間を加算した年齢です。

■年金受取人

契約者または被保険者

※据置期間が0年の場合、お申し込みの際の年金受取人は契約者に限ります。

■告知について

告知いただく事項はありません。

■保障の責任開始期

マニライフ生命がご契約の引き受けを承諾したときは、一時払保険料相当額のお払い込みが完了した日を責任開始の日(契約日)とします。

この保険にはリスクがあります

- この保険は外貨で運用するため、保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、保険料の払込通貨と年金・死亡給付金等をお支払いする通貨が異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、年金の支払総額や死亡給付金額等を保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお払い込みいただいた金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。

- この保険は、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額および年金の一括支払による支払金額に反映させます(市場価格調整)。また、契約日からの経過年数等に応じた解約控除がかかります。したがって、「解約返戻金額*」または「年金の一括支払による支払金額とすでに支払事由の生じた年金の合計額との総額*」が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

*一部解約をしていた場合は、その解約返戻金額との合計額

<『ライフタイム・カレンシー』別紙>

この保険には、保険関係費がかかります。そのほか、解約・一部解約時および契約日から10年以内の年金の一括支払時に解約控除がかかります。また、外貨のお取り扱いによる費用がかかる場合があります。

■保険関係費

- 保険関係費とは、死亡保障に必要な費用、保険契約の締結・維持に必要な費用です。積立利率を決定する際に保険関係費をあらかじめ差し引きます。

■解約・一部解約時および年金の一括支払時にご負担いただく費用

- 解約・一部解約時および契約日から10年以内の年金の一括支払時に契約日からの経過年数等に応じて解約控除をご負担いただきます。

項目	費用	
解約控除	解約に相当する部分の積立金額 ^{*1} に、経過年数に応じて7.0%～2.5%の解約控除率を乗じた金額	解約計算基準日または一部解約計算基準日 ^{*2} に、解約に相当する部分の積立金額 ^{*1} に市場価格調整率を乗じた金額から控除します。

*1 年金の一括支払の場合は、支払保証部分(被保険者の生死にかかわらずお支払いする年金の合計額のうち、年金支払日が未到来の年金)の現価とします。

*2 年金の一括支払の場合は、年金の一括支払の請求書類をマニュアル生命が受け付けた日とします。

■外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

- 一時払保険料を外貨でお払い込みいただく際には、取扱金融機関への振込手数料をご負担いただく場合があります。
- 年金や死亡給付金等を外貨でお受け取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージ等)をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- つぎの①～③の場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。また、④の場合、保険料の払込通貨を下表の為替レートを用いて契約通貨に変更しますので費用が発生します。なお、保険料の払込通貨の対顧客電信売買相場の仲値(TTM)*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

- ① 「保険料円入金特約A型」を付加し、一時払保険料を円でお払い込みいただく場合
- ② 「円支払特約A型」を付加し、年金や死亡給付金等を円でお支払いする場合
- ③ 「円支払特約A型」を付加し、解約返戻金を円でお支払いする場合
- ④ 「保険料米ドル入金特約A型」等を付加し、一時払保険料を契約通貨と異なる外貨でお払い込みいただく場合

* 対顧客電信売買相場の仲値(TTM)は、マニュアル生命が指標として指定する金融機関が公示する値とします。

項目	契約通貨	
	米ドル	豪ドル
① 「保険料円入金特約A型」の 為替レート	契約通貨のTTM + 50銭	
② 「円支払特約A型」の 為替レート	契約通貨のTTM - 1銭	契約通貨のTTM - 3銭
	契約通貨のTTM - 50銭	
④ 「保険料米ドル入金特約A型」等の 為替レート	(契約通貨のTTM) ÷ (保険料の払込通貨のTTM - 50銭)	

※2018年5月現在。外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。